

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

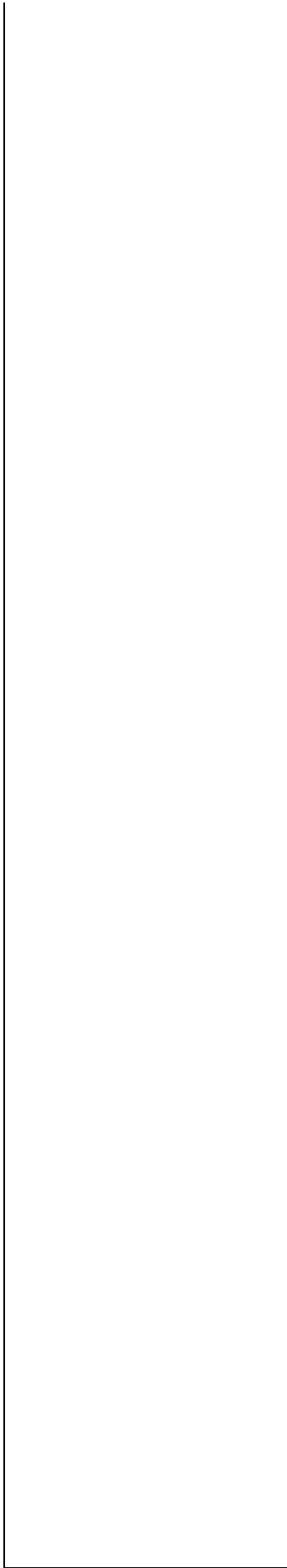
川崎市規則第 2 2 号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成20年川崎市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表教員特殊業務手当の部額の欄を次のように改める。

|  |
|--|
| 従事した日1日につき1,000円から8,000円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会が定めるものに限る。）の際に、生徒等の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事した場合は、16,000円）までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額 |
|--|



附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。